

# 一般財団法人白神山地財団定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人白神山地財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県弘前市大字百石町38番地1に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要の地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、世界自然遺産白神山地の貴重な自然環境の保護、ブナ文化の継承及び環白神における地域づくりを支援することで、自然との真の共生を学ぶ日本の故郷を再建することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 白神山地の自然保護活動と生態系の研究への支援
- (2) 環白神のブナ文化継承と地域づくりへの支援
- (3) 白神山地の資源活用への支援
- (4) 白神山地の総合インフォメーション
- (5) 白神山地基金の管理・運営
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 財産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者	株式会社西村組	金銭	30万円
設立者	株式会社青南商事	金銭	30万円
設立者	弘果弘前中央青果株式会社	金銭	20万円
設立者	渋谷 拓弥	金銭	20万円

設立者	鶴見 實	金銭	20万円
設立者	門前 孝治	金銭	20万円
設立者	特定非営利活動法人ECOリパブリック白神	金銭	10万円
設立者	特定非営利活動法人R.ぷらっと	金銭	10万円
設立者	杉澤 廉晴	金銭	10万円
設立者	樋川 新一	金銭	10万円
設立者	佐々木 渉	金銭	10万円
設立者	三上 富裕	金銭	10万円
設立者	清藤 崇	金銭	10万円
設立者	菊池 孝顕	金銭	10万円
設立者	小山内 隆一	金銭	10万円
設立者	長谷川 正之	金銭	10万円
設立者	清藤 洋介	金銭	10万円
設立者	林 孝	金銭	10万円
設立者	弘前市旅館ホテル組合	金銭	10万円
設立者	大浦 雅勝	金銭	10万円
設立者	有限会社 ヒーリングエコツアーPROガイド エコ・遊	金銭	10万円
設立者	齊藤 順司	金銭	10万円
設立者	小林 太郎	金銭	10万円
設立者	花田 勝彦	金銭	10万円

(基本財産)

第6条 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上に当たる多数をもって決議し、評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記

載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第25条第3項に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 附属明細書
- (5) 財産目録

（剰余金の処分制限）

第10条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

## 第4章 評議員

（評議員）

第11条 この法人に、評議員3名以上25名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）の規定に従い、評議委員会において行う。

（評議員の資格）

第13条 一般法人法第65条第1項に規定する者及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第6条第1号に規定する者は、評議員となることができない。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。

## 第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の支給に関する基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 事業の全部又は一部の譲渡
  - (5) 合併契約の承認
  - (6) 事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
  - (7) 事業報告並びに決算書類及び財産目録の承認
  - (8) 前各号に掲げる事項のほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項第3号、第6号及び第7号に掲げる事項については、あらかじめ理事会における理事総数の3分の2以上に当たる多数の決議を経て、評議員会の評議に付する。
- 3 評議員会は、あらかじめ評議員会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(開催)

第18条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合には、いつでも臨時評議員会を開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業の全部又は一部の譲渡
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給に関する基準
- (5) 合併契約の承認
- (6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する決議に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会に出席した評議員及び理事のうちから議長及び議長が指名した議事録署名人2名がこれに記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 25名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

- 第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選出する。
  - 3 前項の規定により選出された代表理事は、理事長とする。
  - 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

- 第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 理事長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
  - 4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員にたいしては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第31条 この法人に、任意の機関として顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の諮問に応じ、意見を述べる。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。
- (3) この法人の事業活動について、指導及び協力を行う。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

5 新たに委嘱された顧問の任期は、委嘱された当時在任中の顧問の残任期間と同じくする。

## 第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 評議員会の招集に関する事項
- (4) 代表理事の選定及び解職
- (5) 重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 多額の借財
- (7) 重要な使用人の選任及び解任
- (8) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(招集)

第34条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会出席理事から互選で議長を選出する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、第 33 条第 5 号においての譲受け財産が、贈与又は遺贈をした者又はこれらの親族が会社役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、理事総数の 3 分の 2 以上の承認を要する。

2 第 33 条第 5 号については、理事総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議し、評議員会の承認を要する。

(決議の省略)

第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した理事及び監事が記名押印しなければならない。

## 第 8 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款を変更するときは、第 21 条第 2 項に規定する評議員会の決議をしなければならない。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条（目的）、第 4 条（事業）及び第 12 条（評議員の選任及び解任）についても適用する。

(合併)

第 40 条 この法人が合併するときは、第 21 条第 2 項に規定する評議員会の決議をしなければならない。



(事業の全部又は一部の譲渡)

第 41 条 この法人が事業の全部又は一部の譲渡をするときは、第 21 条第 2 項に規定する評議員会の決議をしなければならない。

(解散)

第 42 条 この法人は、一般法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(財団認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、類似の事業を目的とする公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

## 第 9 章 会 員

第 45 条 この法人の事業に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の承認を受けた会員に関する規程に定めるものとする。

## 第 10 章 公告の方法

第 46 条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、やむことを得ない事由により電子公告によることができない場合は、青森県で発行される東奥日報新聞に掲載する方法による。

## 第 11 章 事務局

(事務局)

第 47 条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。